

必要なときにすぐに支援を届けることのできる体制も引き続き整えてまいります。

こどもの命や安全のことで、「どこに相談すればいいかわからない」、「相談しても時間がかかる」といった不安をなくし、専門家につながる社会を目指してまいります。

課題③: 日本版 DBS の実装とさらなる改善

子どもへの性犯罪は決して許されるものではありません。日本国内の子どもが主な被害者となった性犯罪の認知件数は増加傾向にあり、年間 5 千件を超える大変厳しい状況となっています。

多くの被害を未然に防ぐために、今年の 12 月から施行されるのが、子ども性暴力防止法、いわゆる「日本版 DBS」という制度です。

子どもと関わる教育や保育などの仕事に就く人の過去の性犯罪歴を確認するもので、新たな制度のため、まずはしっかり実装と運用をしていくことが大切です。しかし、すでに、専門家や現場の皆様、国会議員からも、改善を求める意見が出ています。

例えば、性犯罪の犯歴確認は、法務省の犯歴情報を基に確認作業を行います。現状では、ストーカー規制法違反や下着泥棒は該当しません。犯罪内容が軽微と判断されたり、被害者側と

示談して不起訴となった場合も対象外です。

さらには、対象業種や職種の拡大を求める意見も出ています。子どもたちを守る最後の砦として、この制度の実効性を高めていくことが重要です。

運用する中で、現場の皆さんとよく意見交換をしながら、制度をさらに改善し、現場でしっかり機能するものに進化させて参ります。何より大切なのは、保護者の皆さんが安心して子どもを預けられる社会にすることです。習い事やスポーツクラブに通わせるときに、「ここなら安心だね」と思える環境をつくる。その積み重ねが、子どもたちの安全につながります。

結びに

子ども政策は、決して一部の人のためのものではありません。子どもは、社会全体で支えるべき存在であり、未来への投資でもあります。

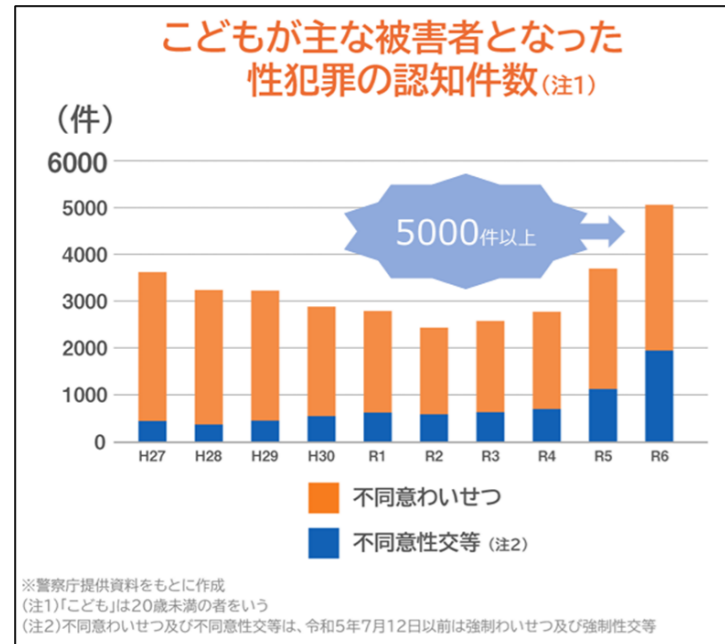
日本のこどもの死因で一番多いのが自殺である現実。20 万件を超える虐待相談がある現実。

この状況を変えていかなければなりません。私は担当大臣として、子ども家庭庁を「子どもを守り抜く」ための“頼れる役所”へと進化させてまいります。

そのためには、行政だけでなく、社会全体の力が必要です。もし、身近な子どもにいつもと違う様子があれば、どうか気にかけてください。そして、必要なときには、相談窓口につないでいただければと思います。一人ひとりの小さな気づきが、こどもの命を守ることにつながります。

こどもの命と安全を守ることは、政治に課された最も重い責任です。すべての子どもが安心して生きられる社会へ。その実現に向けて、引き続き、全力で取り組んでまいります。

子ども政策担当大臣 衆議院議員 黄川田仁志



※警察庁提供資料をもとに作成 (注1)「子ども」は20歳未満の者をいう (注2)不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等

きかわだひとしとは…自民党 6 期目の衆議院議員。高市早苗内閣の内閣府特命担当大臣就任。埼玉 3 区選出。元国防部長、元衆院外務委員長、元内閣府副大臣、元外務大臣政務官。海洋政策の専門家として、南鳥島沖いっ-ア-等、日本の海洋政策をリード。元国連環境計画主任研究員。越谷市いっ-ア-に妻・娘と在住。特技は剣道、空手、野球、落語。

きかわだSTATION 自立と誇りある日本をつくる



こどもの命と安全を守り抜く！ こどもの自殺年間 500 人超の現実から、目を背けないために

きかわだひとしが取り組む詳しい政策は下記QRコードから公式HPをご覧ください

自民党埼玉県第三選挙区支部 (衆議院議員黄川田仁志事務所) 電話 048-962-8005 FAX 048-961-8905



第108号 『きかわだステーション』 令和8年4月発行 公式ホームページ www.kikawadahitoshi.jp

こどもの命と安全を守り抜く！ こどもの自殺年間 500 人超の現実から、目を背けないために

子ども家庭庁は発足から 3 年を迎えました。この間、「子どもまんなか社会」という考え方は、少しずつ社会に広がってきたと感じています。

子どもを中心に据えて社会をつくっていくという方向性そのものについては、多くの国民の皆様にご理解が広がってきていると実感しています。

一方で、率直に申し上げて、子ども家庭庁に対して厳しいご意見があることも、また事実です。「何をしているのかわかりにくい」、「出生率が上がらず、成果が見えない」、さらには、「本当に必要なのか」、「使っている予算を直接子育て世帯に配るべきだ」といった声も一部に上がります。

私は、子ども政策担当大臣として、こうしたご指摘から目を背けてはならないと考えています。

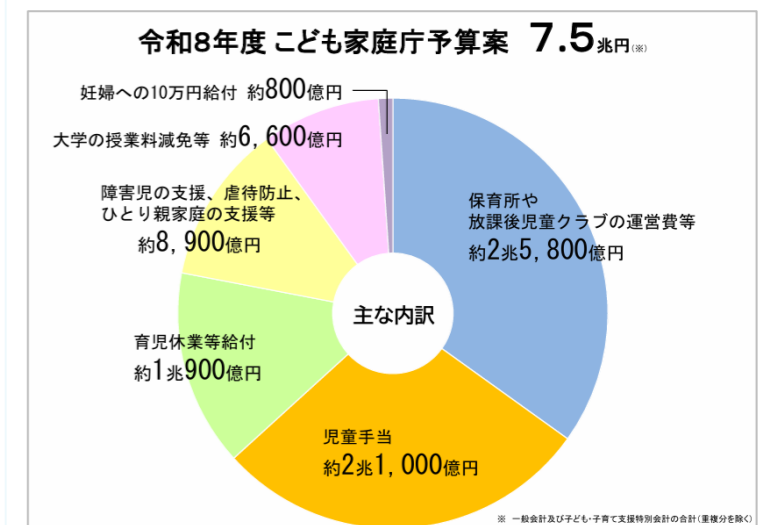
なぜ、このような評価が生まれているのか日々の職務を通じて強く感じることがあります。

それは、子ども家庭庁が担う「少子化対策」と「子ども政策」とが混同されることで、「いまを生きている子どもたちを守る」というとても大切な使命、すなわち「子ども政策」の必要性が、見えにくくなっているという点です。

その例として、予算をご覧ください。子ども家庭庁の令和 8 年度予算は約 7 兆 5000 億円を見込んでいます。しかし、このうち、児童手当や

育児休業給付金、保育所・放課後児童クラブ(学童保育)の運営費で 4 分の 3 を占めています。

※「子どもまんなか社会」とは？ 令和 5 年に閣議決定された「子ども大綱」に記された、目指す社会のあり方。全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。



※子ども家庭庁関係資料より抜粋

今年の 4 月からは、医療保険料に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金」が始まりました。しかし、この支援金を基に行われる政策は法律で定められていて、子育て支援策(児童手当や

次頁に続く

保育の運営費等)に使われます。

つまり、「子どもを守るために、今すぐ必要な対策に機動的に使える予算は、限られている」というのが現実です。

子ども家庭庁の最も重要な役割は、「いまを生きる子どもたちを守ること」です。この点は、多くの皆様にご理解いただけるものと考えています。

そして、そのために必要なのは、理念を掲げることにとどまらず、地域の現場で実際に機能し、子どもたちと家庭を支える仕組みを着実に築いていくことです。

本号では、私が子ども政策担当大臣として、特に力を入れて取り組む「子どもを守る3つの課題」について、お伝えしたいと思います。

**課題①:子どもの自殺対策の強化**

日本における子どもの自殺は、最も重く、そして急いで取り組まなければならない問題です。特に、本紙の読者の多くの皆様が住む埼玉県は、東京都に続いて子どもの自殺が多い状況で、全国的に見て極めて難しい地域となっています。

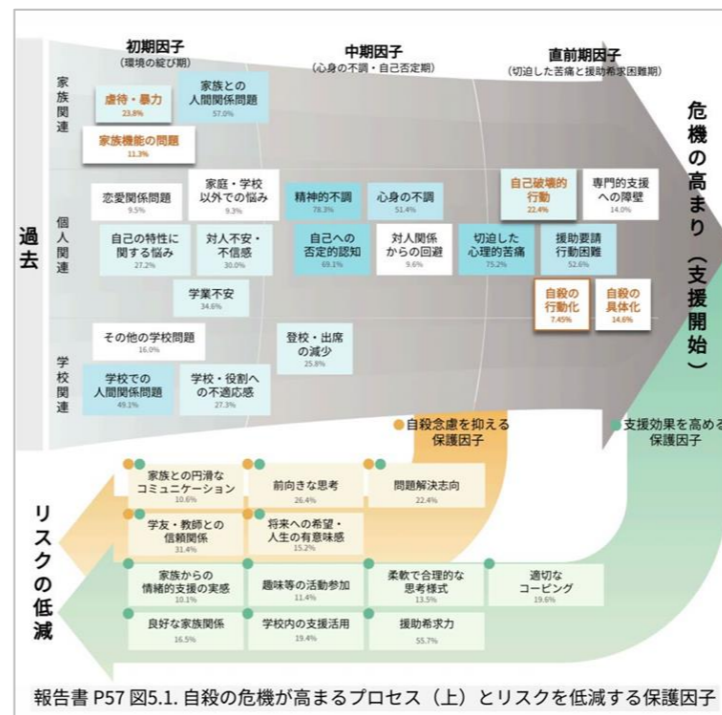
昨年度、子ども家庭庁は補助事業として

「子どもの自殺の多角的な要因分析」(次頁左上参照)を実施しました。従来の自殺統計だけでは把握できなかった、「生きている子どもたちの声」を基に調査を実施しました。結果、子どもの自殺は単一の原因ではなく、複数の要因が重なって生じていることが明らかになりました。

報告書によると、例えば、学校における人間関係の悩みや学業不安、家庭環境の問題、将来への不安などが複合的に絡み合い、徐々に追い込まれていくケースが多いとされています。

さらに重要なのは、周囲からは見えにくい形で進行するという点です。表面上は普段どおりに見えても、内面では強い孤立感があったり、自己肯定感を喪失している場合が少なくありません。重要なのは、「本人の努力」や「一つの原因」に還元できる問題ではなく、環境の中で徐々に追い込まれていく構造にあるという点です。だからこそ私は、自殺のリスクが高い状況にある子どもたちに「早く気づく仕組み」を社会の中に組み込む必要があると考えています。

学校や地域などで、子どもたちの心の小さな変化に早く気づくための仕組み、例えば GIGA スクール



報告書 P57 図5.1. 自殺の危機が高まるプロセス(上)とリスクを低減する保護因子

※子ども家庭庁関係資料より抜粋

により配付されている 1 人 1 台端末を使用して、「心の SOS を早めに見つける定期的なチェック」を全国で進められないか検討を進めています。

合わせて、スクールカウンセラーや相談員を増やすこと、SNS などを活用し 24 時間いつでも気軽に相談できる体制をさらに整えること、第三の居場所(デンマークのエフタスコレやユースクラブのような施設も含む)を地域に増やす検討もしています。学校や家庭とは異なる環境に身を置くことで、子どもたちが自分を立て直す時間と他者との関係性を取り戻すことが期待されます。

「助けて」と言える社会にすること。そして、「言えなくても誰かが気づいて支える社会」にすることが重要です。

令和 8 年度の子ども家庭庁の予算のうち、子どもの自殺対策のための予算は約 2 億円。一人でも多くの子どもたちを守るため、関係予算を拡充し、子どもの命を守るために、できることはすべてやる。その決意で取り組んでまいります。

**課題②:児童相談所と子ども家庭センターの強化**

一つ目の課題で取り上げた自殺や虐待など、子どもの命や安全に関わる問題に最前線で対応しているのが、全国各地にある児童相談所や子ども家庭センターです。

令和 6 年度の統計によると、児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数は年間 22 万件を超え、高い水準が続いています。埼玉県は、東京と大阪につぐ、全国で 3 番目に多い相談が寄せられています。

地域からは、「相談したくても電話が繋がらない」、「つながっても実際にケースワーカーさんに相談できるまで数日を要する」などの声が上がっているほか、児童相談所の現場からは、「相談件数が膨大で、とにかく人手が足りず対応が追いつかない」、「児童相談所や一時保護の施設が古すぎて、子どもたちが安心できる環境づくりが困難」といった声もいただいております。支援が必要なときに、すぐに支援につながらない。これは、私たちとして見過ごすことのできない問題です。

私は、担当大臣として、こうした状況を変えていきたいです。簡単なことではありませんが、関係機関の協力を得ながら、児童福祉司や児童心理司など専門的な知識を持った人材を積極的に育成し、現場で働く職員の数を増やし、現場の皆さんが力を十分に発揮できるよう、国としてしっかり支える必要があります。

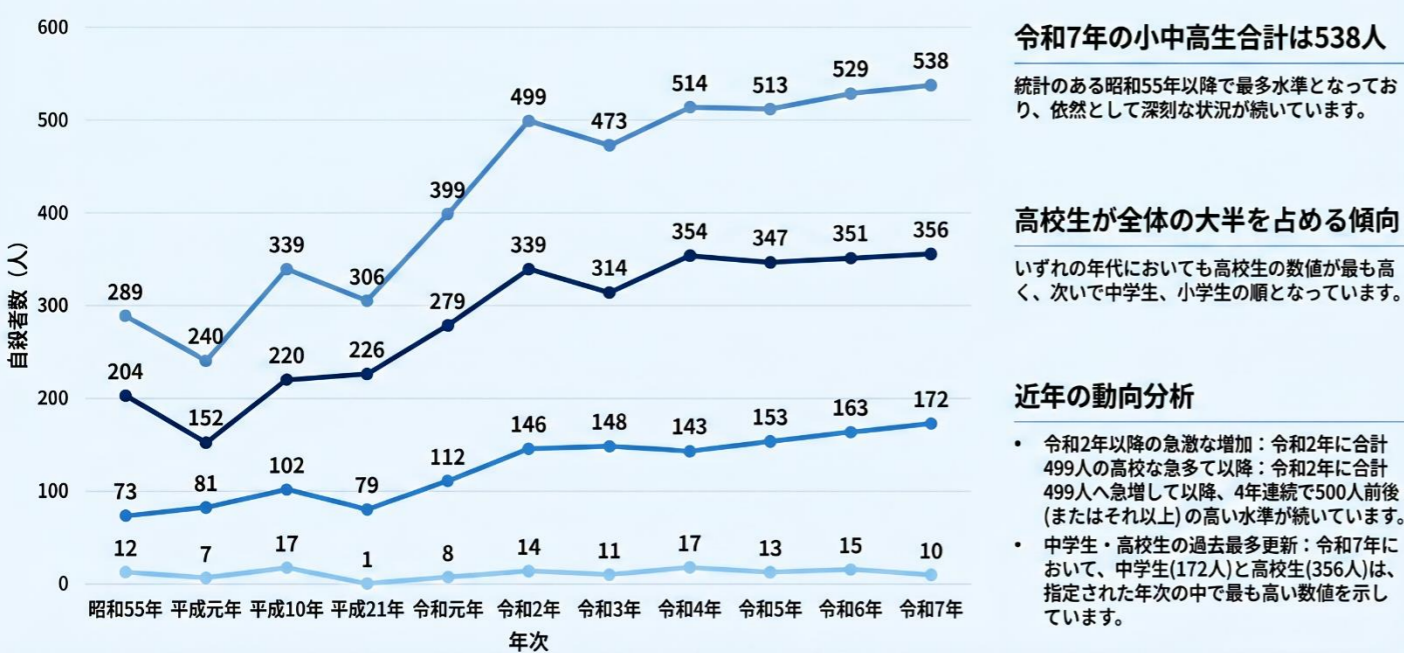
さらには、全国の市町村に、子ども家庭センター(母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施)をつくらせていただき、近隣の児童相談所と連携して対応できる体制づくりも進めているところです。

また、児童相談所や市役所のみならず、学校、警察、医療機関などが連携し、

[次頁に続く](#)

**小中高生における自殺者数の年次推移(昭和55年~令和7年)**

本データは警察庁および厚生労働省の統計に基づき、日本の児童・生徒(小学生、中学生、高校生)の自殺者数の変遷を記録したものです。長期的な視点で見ると、近年(令和以降)は特に高い水準で推移しており、対策の重要性を示唆しています。



令和7年の小中高生合計は538人

統計のある昭和55年以降で最多水準となっており、依然として深刻な状況が続いています。

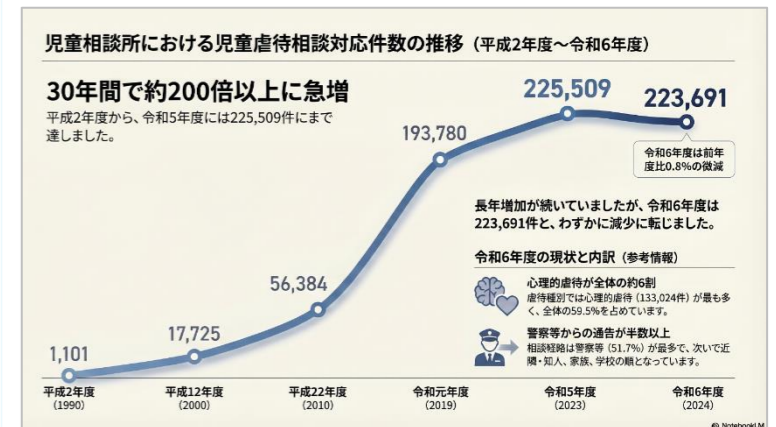
高校生が全体の大半を占める傾向

いずれの年代においても高校生の数値が最も高く、次いで中学生、小学生の順となっています。

近年の動向分析

- 令和2年以降の急激な増加: 令和2年に合計499人の高校急増で以降、令和2年に合計499人へ急増して以降、4年連続で500人前後(またはそれ以上)の高い水準が続いています。
- 中学生・高校生の過去最多更新: 令和7年において、中学生(172人)と高校生(356人)は、指定された年次の中で最も高い数値を示しています。

※警察庁自殺統計原票データより作成



※子ども家庭庁関係資料より作成